

第 8 次熊本県保健医療計画（宇城圏域編）
「外来医療に係る医療提供体制の確保」の記載について

1 熊本県保健医療計画と熊本県外来医療計画について

①熊本県保健医療計画について

- 「医療計画」として、本県における医療提供体制の整備の方向性等を示すものであり、平成29年3月に策定した「熊本県地域医療構想」を推進するもの
- 県政の基本方針である「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に推進する本県の保健医療分野の基本的な計画。計画の推進に当たっては、行政機関、県民、保健医療関係者、関係団体等が一体となって取り組む。
- 宇城圏域においても第7次宇城地域保健医療計画を策定した。

根拠：医療法 第30条の4

期間：第7次計画 平成30年度（2018年度）～ 令和5年度（2023年度）

②熊本県外来医療計画について

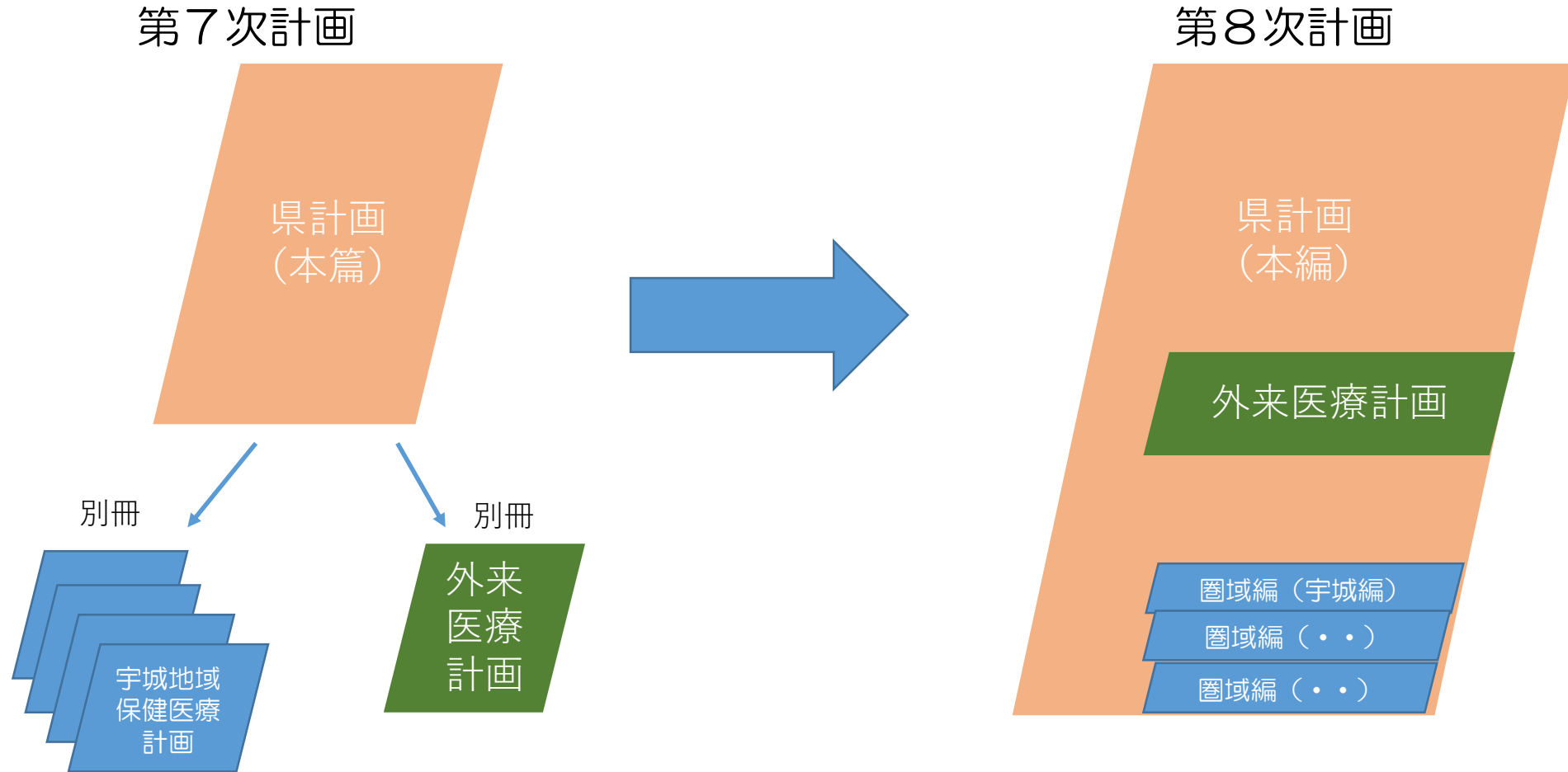
- 地域の医療提供体制の基礎となる外来医療の安定的な確保を図るため、医療計画の一部として令和2年3月に策定
- 医療計画における「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を定めたものになる
- 第7次熊本県保健医療計画の別冊として作成

根拠：医療法 第30条の4第2項第10号

期間：令和2年度（2020年度）～ 令和5年度（2023年度）

両計画とも、今年度が計画最終年度となっており、本年度中に次期計画を策定する必要がある。

2 第8次熊本県保健医療計画における「圏域編」等の考え方について



<説明>

- 第7次計画では県計画と別に宇城地域保健医療計画を作成。外来医療計画は県全体の計画を別冊として作成。
- 第8次計画では県計画の圏域編として、重点課題と取組みの方向性を各圏域6ページ程度掲載。外来医療計画は県計画の一部として作成。

3 第8次熊本県保健医療計画（宇城圏域編）における項目について

令和5年9月11日開催の第1回宇城地域保健医療推進会議で以下の項目を選定することが決議

①医療機能の適切な分化と連携

②外来医療に係る医療提供体制の確保（外来医療計画）

→医師会理事会での意見を踏まえて、地域医療構想調整会議で協議

③新興感染症発生・まん延時における医療体制確保

④生活習慣病の早期発見・対策

⑤在宅医療対策

⑥糖尿病対策

⑦精神疾患対策

⑧認知症対策

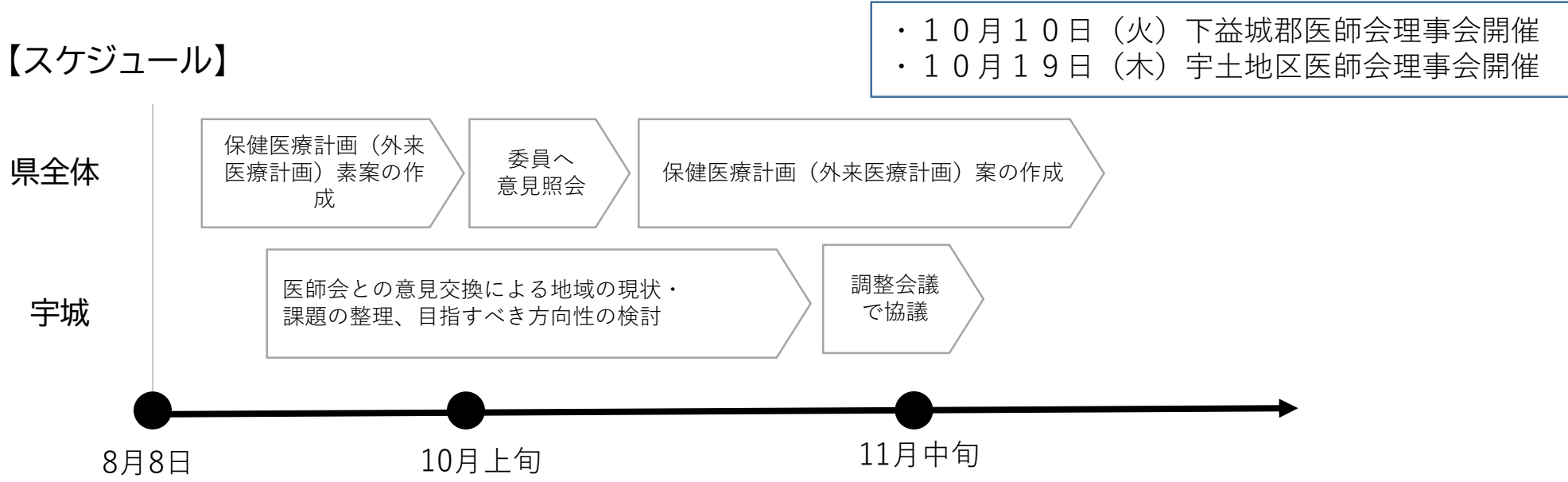
⑨救急医療対策

⑩災害医療対策

4 第8次熊本県保健医療計画における宇城圏域の外来医療計画の協議の進め方について

○ 8月8日開催の宇城地域医療構想調整会議で合意した協議の進め方

- 現行計画策定時においては、宇城地域では、宇土地区医師会及び下益城郡医師会の理事会において、外来医療に係る現状・課題や目指すべき方向性について意見交換を実施
- 今回も前回と同様に宇土地区医師会及び下益城郡医師会の理事会において、意見交換を実施し現状・課題を整理
- 当該結果を踏まえて、次回以降の調整会議で協議



5 医師会理事会で実施した意見交換等の内容について

- 10月10日（火）下益城郡医師会理事会で説明し意見照会を実施
- 10月19日（木）宇土地区医師会理事会で説明し意見照会を実施

【各医師会理事様から頂いた御意見】

- 医師だけではなく、看護師や薬剤師等の医療現場を支える職員の確保も困難な状況であり、併せて対策を検討して欲しい。
- 新規開業を行う医師に、地域で不足する機能への意向の確認に取り組むことに異議は無いが、取り組みを更に強化することも検討してはどうか。
- 学校医の割り振りはギリギリの状態であり、体制維持の為に、学校保健法改正を含めた根本的な改正を検討して欲しい。
- 紹介受診重点医療機関の周知は必要だと理解しているが、更に実効性が上がる取り組みを検討してはどうか。
- 看護スタッフ養成機関（とくに准看護師）に対する、公的な支援を検討して欲しい。

御意見への対応方針

御意見について各理事に確認したところ、圏域編（案）に対する御意見（修正を求める意見）では無く、県全体計画に向けた御意見とのことでした。

よって、御意見につきましては、事務局（宇城保健所）から、県全体計画を所管する県庁担当課（健康福祉政策課）に対し、御意見の内容を伝えるとともに、県計画の策定の参考とするよう、依頼することといたします。

6 宇城圏域における外来医療の現状等について

1 宇城圏域の現状について

- 高齢化の進展 : 60歳以上医師数H30年度58.7% → R2年度 60.2%
- 医療機関数の減少 : R2年度以降 開設 : 診療所2 廃止 : 病院1 診療所4

2 地域医療構想における取組み

- 新規開業医師へ意向確認を行う外来医療機能の項目を決定
(初期救急対応、学校医、予防接種、産業医、在宅医療) → 10月1日意向確認開始
- 紹介受診重点医療機関の決定 (宇城総合病院、熊本南病院) → 県HPで公表中

3 外来医療機能に係る現状と取組の目指すべき方向性について

(1) 外来医療機能に係る現状

① 夜間・休日の初期救急体制

- 初期救急体制の維持・確保はできているが、在宅当番医数が減少し負担が大きくなっている。
- 在宅当番医数 67医療機関 (H30.4.1) → 62医療機関 (R4.4.1)

※年間救急患者数 H29年度10,369人→R4年度 8,561人

② 公衆衛生分野

i) 学校医

- 学校数・学校医数、共に減少しているが、複数の学校に対応するなど医師の負担は大きい。
- 学校医数（学校数）R元年度 45人（37校）→R5年度 31人（32校）

ii) 予防接種を実施する医療機関

- 体制の確保はできているが、実施医療機関数が減少し、医師の負担は大きい。
- H29年度：64医療機関 → R5.9.15現在：61医療機関

iii) 産業医

- 産業医の登録数が減少し、医師の負担は大きい。
- 日本医師会認定産業医数 R元年10月時点：56人→R5.3.31現在：35人

③ 在宅医療

- 在宅医療を実施する医療機関は増加しているが、高齢化に伴う在宅医療の需要増対応のため、引続き体制整備が必要である。
- 在宅医療を実施する医療機関 H27～H30年度：41医療機関→R5.9月：53医療機関

④ 医療機器の共同利用の取組み

- 宇城総合病院（地域医療支援病院）及び熊本南病院において医療機器の共同利用を図っている。

7 第8次熊本県保健医療計画（宇城圏域編） 「外来医療に係る医療提供体制の確保」の記載（案）について

- ・ 圏域編では、項目毎に「圏域の重点課題」と「取組の方向性」を記載することとされています。
- ・ 圏域編全体で、6ページ程度となるため、1項目あたり記載はA4半ページ程度となります。

(案)

1 圏域の重点課題

- ・ 診療所における医師の高齢化や医療機関数の減少傾向のなか、外来医療機能として、夜間・休日の初期救急体制、また、公衆衛生分野（学校医、予防接種の実施、産業医）及び在宅医療の体制の維持・確保を継続することが必要です。

2 取組の方向性

- ・ 新規開業を行う医師に、地域で不足する外来医療機能を担う意向の確認等を通じて、外来医療機能を担う医師の確保を進めます。
- ・ 紹介受診重点医療機関等について周知を図り、外来医療機能の連携・分化を推進します。
- ・ 地域医療構想調整会議で必要な協議等を行い、医療機器の共同利用を促進します。